

計量関係法規

注意事項

- 1 解答時間は、午後1時10分から午後2時20分までの1時間10分である。
- 2 答案用紙の所定の欄に、氏名、生年月日及び受験番号を正確に記入し、生年月日及び受験番号については、その下のマーク欄にもマークすること。
- 3 問題は25問で、全問必須である。
- 4 出題の形式は、各問に対して五つの選択肢が用意されており、その中から一つの解答を選ぶ五肢択一方式である。
- 5 マークの記入は、答案用紙に記された記入例を参照すること。
- 6 解答の記入に当たっては、次の点に注意すること。
 - (1) 解答は、各問の番号に対応するマーク欄に一か所のみマークすること。
 - (2) 筆記具はHBの黒鉛筆又は黒シャープペンシルを用い、マーク欄の枠内をぬりつぶすこと。
 - (3) 解答を修正する場合は、消しゴムできれいに消して、消しくずを残さないようにすること。
 - (4) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないこと。
- 7 携帯電話の電源は切り、電卓は使用しないこと。

以上の注意事項及び係官からの指示事項が守られない場合には、採点されないことがある。

指示があるまで開かないこと。

問1 計量法に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 この法律において「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいう。
- 2 この法律は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。
- 3 この法律において「計量」とは、計量の基準となるものをいい、「計量単位」とは、物象の状態の量を計ることをいう。
- 4 この法律において「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。
- 5 この法律において「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

問2 次に示す物象の状態の量と法定計量単位の組合せのうち、誤っているものを一つ選べ。

[物象の状態の量]	[法定計量単位]
1 角速度	ラジアン毎秒
2 応力	パスカル
3 密度	グラム毎リットル
4 比熱容量	ワット毎メートル毎ケルビン
5 照射線量	レントゲン

問3 次の記述は、非法定計量単位による目盛等を付した計量器に関する計量法第9条第1項の規定であるが、ア及びイに入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

第2条第1項第1号に掲げる物象の状態の量の計量に使用する計量器であって非法定計量単位による目盛又は表記を付したものは、(ア)し、又は(ア)の目的で(イ)してはならない。

- | | ア | イ |
|---|----|----|
| 1 | 販売 | 陳列 |
| 2 | 販売 | 製造 |
| 3 | 販売 | 所持 |
| 4 | 使用 | 所持 |
| 5 | 使用 | 製造 |

問4 次の記述は、計量法第10条第1項及び第2項の正確な計量に関する規定であるが、ア～ウに入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

物象の状態の量について、(ア)により取引又は証明における計量をする者は、正確にその物象の状態の量の(イ)をするように努めなければならない。

都道府県知事又は政令で定める市町村若しくは特別区の長は、前項に規定する者が同項の規定を遵守していないため、(ウ)の確保に著しい支障を生じていると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。ただし、第15条第1項の規定により勧告することができる場合は、この限りでない。

- | | ア | イ | ウ |
|---|---------|----|----------|
| 1 | 非法定計量単位 | 表記 | 計量の基準 |
| 2 | 法定計量単位 | 計量 | 計量の基準 |
| 3 | 非法定計量単位 | 計量 | 適正な計量の実施 |
| 4 | 法定計量単位 | 表記 | 適正な計量の実施 |
| 5 | 法定計量単位 | 計量 | 適正な計量の実施 |

問 5 次の記述は、密封をした特定商品に関する計量法第 13 条第 1 項の規定であるが、ア～ウに入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品をその（ア）に関し密封をするときは、（イ）を超えないようにその（ア）の計量をして、その容器又は包装に経済産業省令で定めるところによりこれを（ウ）しなければならない。

	ア	イ	ウ
1	指定物象量	量目公差	明 示
2	法定物象量	計量公差	明 示
3	特定物象量	密封公差	表 記
4	法定物象量	計量公差	表 記
5	特定物象量	量目公差	表 記

問 6 次に掲げる特定計量器のうち、検定証印又は基準適合証印の有効期間が定められていないものを一つ選べ。

- 1 ガラス電極式水素イオン濃度指示計
- 2 照度計
- 3 騒音計
- 4 アネロイド型血圧計
- 5 ガスメーター

問 7 定期検査に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 定期検査の対象となる計量器に自動はかりがある。
- 2 疾病、旅行その他やむを得ない事由により、都道府県知事又は特定市町村の長が公示した実施期日に定期検査を受けることができない者が、あらかじめ、都道府県知事又は特定市町村の長にその旨を届け出たときは、その届出に係る特定計量器は、定期検査を受けることを免除される。
- 3 定期検査に合格しなかった特定計量器に定期検査済証印が付されているときは、その定期検査済証印を除去しなければならない。
- 4 定期検査の合格条件の一つとして、検定証印又は基準適合証印が付されていること、がある。
- 5 都道府県知事又は特定市町村の長は、定期検査の実施期日の 10 日前までに、定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器等について公示しなければならない。

問 8 特定計量器の製造の事業を行おうとする者（自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器の製造の事業を行う者を除く。）が、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない事項に含まれないものを、次の中から一つ選べ。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 事業の区分
- 3 当該特定計量器を製造しようとする工場又は事業場の名称及び所在地
- 4 当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であって、経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数
- 5 品質管理の方法に関する事項

問9 特定計量器の販売に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 政令で定める特定計量器の販売（輸出のための販売を除く。）の事業を行おうとする者は、あらかじめ、氏名又は名称などを、当該特定計量器の販売をしようとする営業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、経済産業大臣に届け出なければならない。
- 2 届出製造事業者又は届出修理事業者は、その者が製造又は修理をしたものの販売の事業を行おうとする場合であっても、その販売の事業の届出をしなければならない。
- 3 販売（輸出のための販売を除く。）の事業の届出が必要となる特定計量器は、非自動はかり（政令で定める特定計量器を除く。）、分銅及びおもりのみである。
- 4 販売事業者は、その届出に係る事業を廃止しようとするときには、あらかじめ、その旨を届け出なければならない。
- 5 販売事業者は、輸出のための場合であらかじめ都道府県知事に届け出たときを除き、検定証印又は基準適合証印が付されていない特定計量器を譲渡してはならない。

問10 次の記述は、計量法第70条の検定の申請に関する規定であるが、ア～エのいずれにも当てはまらないものを一つ選べ。

特定計量器について第16条第1項第2号イの検定を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、（ア）、（イ）、（ウ）又は（エ）に申請書を提出しなければならない。

- 1 特定市町村の長
- 2 経済産業大臣
- 3 都道府県知事
- 4 日本電気計器検定所
- 5 指定検定機関






問11 特定計量器の型式の承認に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 届出製造事業者又は届出販売事業者は、その製造又は販売する特定計量器の型式について、政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。
- 2 輸入事業者は、その輸入する特定計量器の型式について承認を受けるときは、その承認を受けようとする特定計量器の検定を行う指定検定機関が行う試験を受けなければならない。
- 3 承認製造事業者は、氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、又は、型式の承認を受けた特定計量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣又は日本電気計器検定所に届け出なければならない。
- 4 承認製造事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を製造するときは、いかなる場合であっても、当該特定計量器が製造技術基準に適合するようにしなければならない。
- 5 特定計量器の型式の承認は、更新を受けることはできず、特定計量器ごとに政令で定める期間の経過によって、その効力を失う。

問12 指定製造事業者制度に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 指定製造事業者の指定は、届出製造事業者又は外国製造事業者の申請により行う。
- 2 指定製造事業者の指定は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、工場又は事業場ごとに行う。
- 3 指定製造事業者の指定を受けようとする届出製造事業者が経済産業大臣に提出する申請書に記載することが必要な事項の一つとして、品質管理の方法に関する事項（経済産業省令で定めるものに限る。）、がある。
- 4 指定製造事業者の指定の申請を行う届出製造事業者は、その指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法について、当該特定計量器の検定を行う指定検定機関の行う調査を受けることができる。
- 5 経済産業大臣は、指定製造事業者の当該指定に係る工場又は事業場において製造する特定計量器が製造技術基準に適合していないと認める場合以外は、指定製造事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置の改善、品質管理の業務の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができない。

問13 基準器検査に合格した計量器に付す基準器検査証印の形状として正しいものを一つ選べ。

- 1 
- 2 
- 3 
- 4 
- 5 

問14 計量法第106条第1項の指定検定機関の指定の区分として誤っているものを一つ選べ。

- 1 非自動はかり
- 2 分銅及びおもり
- 3 照度計
- 4 騒音計
- 5 振動レベル計

問15 計量証明事業に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量証明事業の登録申請書に記載することが必要な事項の一つとして、計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置であって経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数、がある。
- 2 都道府県知事は、計量証明事業者が計量法で定める登録の基準に適合しなくなったと認めるときは、その計量証明事業者に対し、その基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 計量証明事業者がその登録に係る事業を廃止したとき、又はその登録をした都道府県知事の管轄区域外に事業所を移転したときは、その登録は効力を失う。
- 4 国又は地方公共団体が計量証明の事業を行おうとする場合であっても、経済産業省令で定める事業の区分に従い、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
- 5 都道府県知事は、計量証明事業者が計量証明の事業について不正の行為をしたときは、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。

問16 計量証明に使用する特定計量器と計量法第116条第1項の政令で定める計量証明検査を受けるべき期間との組合せとして誤っているものを一つ選べ。

〔特定計量器〕	〔計量証明検査を受けるべき期間〕
1 非自動はかり、分銅及びおもり	2年
2 ベックマン温度計	5年
3 皮革面積計	2年
4 振動レベル計	3年
5 騒音計	3年

問17 計量証明検査に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものがいくつあるか、次の1～5の中から一つ選べ。

- ア 適正計量管理事業所の指定を受けた計量証明事業者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器については、都道府県知事が行う計量証明検査を受けることを要しない。
- イ 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定計量証明検査機関に計量証明検査を行わせることができる。
- ウ 計量証明検査に合格しなかった特定計量器に型式承認表示が付されているときは、その型式承認表示を除去しなければならない。
- エ 計量証明検査に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、計量証明検査済証印を付し、その証印には計量証明検査を行った年月を表示するものとする。
- オ 計量証明に使用する特定計量器について、計量士が経済産業省令で定める方法による検査を行い、当該計量士が都道府県知事に証明書を添えてその旨を届け出たときは、当該特定計量器については、計量証明検査を受けることを要しない。

- 1 0個
- 2 1個
- 3 2個
- 4 3個
- 5 4個

問18 次の記述は、特定計量証明認定機関に関する計量法第121条の9の規定であるが、ア及びイに入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

特定計量証明認定機関は、(ア)を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、(ア)のための(イ)を行わなければならない。

- | ア | イ |
|------|----|
| 1 認定 | 調査 |
| 2 証明 | 審査 |
| 3 認定 | 試験 |
| 4 証明 | 調査 |
| 5 認定 | 審査 |

問19 特定計量証明事業に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 認定特定計量証明事業者は、計量証明に係る証明書以外のものに、経済産業省令で定める標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。
- 2 特定計量証明事業の認定を受けるための要件の一つとして、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験を行う機関に関する基準に適合するものであること、がある。
- 3 認定特定計量証明事業者の認定は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 4 経済産業大臣は、認定特定計量証明事業者が特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有しなくなったときは、その認定を取り消すことができる。
- 5 認定特定計量証明事業者は、その認定に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

問20 計量士に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 計量士の登録は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 環境計量士は、都道府県知事が行う定期検査に代わって、非自動はかりの検査を行うことができる。
- 3 計量士の登録を取り消された者は、再び、計量士の登録を受けることができない。
- 4 計量士国家試験に合格し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者は、計量士の名称を用いることができる。
- 5 計量士登録証の交付を受けた者は、登録が取り消されたときは、遅滞なく、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、当該計量士登録証を経済産業大臣に返納しなければならない。

問21 次の記述は、計量法第122条第2項第2号の計量士の登録を受けることができる者に関するものであるが、ア及びイに入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

(ア)が行う第166条第1項の教習の課程を修了し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者であって、(イ)が前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められた者

- | ア | イ |
|-------------------|---------|
| 1 経済産業大臣 | 都道府県知事 |
| 2 経済産業大臣 | 計量行政審議会 |
| 3 独立行政法人産業技術総合研究所 | 計量行政審議会 |
| 4 独立行政法人産業技術総合研究所 | 経済産業大臣 |
| 5 都道府県知事 | 経済産業大臣 |

問22 適正計量管理事業所に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 適正計量管理事業所とは、特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行うものとして指定された事業所のことである。
- 2 適正計量管理事業所における計量管理の方法は、経済産業省令に定める基準に適合しなければならない。
- 3 適正計量管理事業所の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器は、都道府県知事又は特定市町村の長が行う定期検査を受けることを要しない。
- 4 適正計量管理事業所においては、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、当該適正計量管理事業所において使用する特定計量器について計量士が行った検査の結果を記載し、これを保存しなければならない。
- 5 適正計量管理事業所の指定の申請をした者は、遅滞なく、当該事業所における計量管理の方法について経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。

問23 適正計量管理事業所に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 適正計量管理事業所の指定を受けるための申請書に記載することが必要な事項の一つとして、使用する特定計量器の検査を行う計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分、がある。
- 2 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、当該適正計量管理事業所において、経済産業省令で定める様式の標識を掲げなければならない。
- 3 適正計量管理事業所の指定の基準の一つとして、特定計量器の種類に応じて経済産業省令で定める計量士が、当該事業所で使用する特定計量器について、経済産業省令で定めるところにより、検査を定期的に行うものであること、がある。
- 4 経済産業大臣は、適正計量管理事業所の指定を受けた者が、計量法で定める指定の基準に適合しなくなると認めるときは、その者に対し、その基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 適正計量管理事業所の指定を受けるための申請書に記載することが必要な事項の一つとして、使用する特定計量器の名称、性能及び数、がある。

問24 次の記述は、計量法第134条第1項の特定標準器等の指定に関する規定であるが、ア～ウに入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

(ア)は、計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する(イ)又はこれを現示する標準物質を(ウ)するための器具、機械若しくは装置を指定するものとする。

	ア	イ	ウ
1	経済産業大臣	標準器	校正
2	指定校正機関	計量器	製造
3	指定校正機関	標準器	校正
4	経済産業大臣	計量器	製造
5	指定校正機関	計量器	校正

問25 次の記述は、計量法第147条の報告の徴収に関する規定であるが、ア～ウに入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

経済産業大臣又は都道府県知事若しくは(ア)は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、(イ)又は取引若しくは証明における計量をする者に対し、その(ウ)に關し報告させることができる。

	ア	イ	ウ
1	特定市町村の長	登録事業者	業務
2	日本電気計器検定所	登録事業者	業務又は経理の状況
3	特定市町村の長	登録事業者	業務又は経理の状況
4	日本電気計器検定所	指定外国製造事業者	業務
5	特定市町村の長	指定外国製造事業者	業務